

## 第7回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月25日(月)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(21名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、  
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣(欠)、8番 須貝 寿裕、  
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、  
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、  
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議 第 24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 5 議 第 25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 6 議 第 26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第 7 議 第 27号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対  
する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎顯一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 登坂賢治

本日もお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。本日は総会の後、農地パトロールもあり現地を回っていただきながら、耕作放棄地解消に向け、よろしくお願いいたします。

本日の総会も十分議論いただきますようお願いいたしまして挨拶いたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第7回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、21名であります。欠席届のあった委員は、7番 新野 勝廣委員、です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。11番高橋 睦子委員、12番内山 雄次郎委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、議第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

1ページをご覧ください。議第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第24号1番について朗読により説明)

以上、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について19番新野 庄右エ門委員より報告を願います。

19番 新野 庄右エ門委員

番号1番について、8月22日現地確認をしましてまいりました。本件は親子間の贈与、受贈により農地を取得するものです。作付計画も今までどおりとのことであり、問題ないと思われま。周辺の農地への影響はないものと思われま。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めま。質問等ございまるか。

金子委員

この案件は、生前贈与の案件ということでしょうか。

農地主査 前山律雄

この案件は生前一括贈与の案件です。

議長 登坂賢治

その他ありますか。無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めま。

(全員挙手)

全員賛成と認めま。よって、本件を許可することに決定いたしま。

日程第5 議第25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたしま。

事務局の説明を求めま。

農地主査 前山律雄

3ページです。議第25号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地を転用したいと許可申請があつたので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第25号1番について朗読により説明)

なお、番号1番について、県知事に送付する意見書の流れにそつて説明しま。工事計画は許可後直ちに着工し、平成26年11月30日に完了する計画です。農地区分は農振農用地区域外(白地)で、地目は畑であります。県道及び町道に囲まれた生産性の低い小集団の農地で申請者住宅と隣接し畑として利用されてきた経過があり、第2種農地と判断されま。申請地を

転用して県道への通路の整備・雪捨て場として利用するものです。資金については、自己資金でまかなう予定です。以上、今回の申請は転用許可基準に沿った申請内容であると思われます。なお、議第26号で審議していただく農地法第5条の番号2番の案件と併せて進めるものです。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、12番内山雄次郎委員より報告をお願いします。

12番 内山 雄次郎委員

番号1番について、平成26年8月18日、細谷則雄委員、高橋睦子委員、私と事務局で現地確認をしてきました。申請の土地は、都市計画区域内第二種中高層住宅専用区域内の畑であります。申請地を譲り受け隣接する農地を駐車場、簡易物置の設置、冬期間の雪捨て場として転用するもので、設置周辺の農地への影響はないものと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第6 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページです。議第26号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地を転用したいと許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第26号1番2番について朗読により説明)

番号1番について、県知事に送付する意見書の流れにそって説明します。工事計画は平成27年3月より着工し、平成27年5月31日に完了する計画です。農地区分は都市計画区域法で

定められた第二種中高層住居専用地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた「第3種農地」と判断されます。よって、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。資金については、自己資金でまかなう予定です。以上、今回の申請は転用許可基準に沿った申請内容であると思われます。

番号2番については、工事計画は許可後すぐ着工し、平成27年11月30日に完了する計画です。申請地を譲り受け県道への出入りのための通路、車庫、雪捨て場として活用するもので、611㎡は妥当です。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で、生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」と判断されます。資金については、自己資金とでまかなう予定です。以上、今回の申請は転用許可基準に沿った申請内容であると思われます。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、12番内山雄次郎委員より報告をお願いします。

12番 内山 雄次郎委員

番号1番について、平成26年8月18日、細谷則雄委員、高橋睦子委員、私と事務局で現地確認をしてきました。申請の土地は、都市計画区域内第二種中高層住宅専用区域内の畑であります。申請地を譲り受け隣接する農地を駐車場、簡易物置の設置、冬期間の雪捨て場として転用するもので、設置周辺の農地への影響はないものと思われます。

番号2番についても1番同様に現地確認を行いました。申請の土地は、農用地区域外農地(白地)の田であります。申請地を譲り受け、県道への通路及び車庫の整備、冬期間の雪捨て場として転用するもので、設置周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第7、議第27号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についてを上程いたします。

本件につきましては、川西町の基本的な構想の変更をするにあたり、川西町長より諮問されたものであります。川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に議案のせつめい

をお願いします。

産業振興課 農業主幹 遠藤準一

皆様のお手元に資料といたしまして、資料ナンバー1、これにつきましては山形県の基本方針の見直しについてであります。資料ナンバー2は川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想作成フローチャートとスケジュールです。資料ナンバー3は川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正の概要です。資料ナンバー4は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)、資料ナンバー5は、川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表であります。最後に参考資料を添付しております。順を追って、簡潔に説明させていただきます。

(議第27号について資料により説明)

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第27号については可決されました。

これもちまして、第7回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。